



治療と仕事の 両立支援の ために



目次

- I 治療と仕事の両立支援とは？ ————— ①
- II 愛知県内の企業の現状は？ ————— ③
- III 取組方法は？ ————— ⑤
- IV 取組事例紹介 ————— ⑨
- V 支援メニューは？ ————— ⑩
- VI こんなとき、相談してください ————— ⑬
- VII あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム — ⑭

I 治療と仕事の両立支援とは？

「治療と仕事の両立支援」は、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取組です。

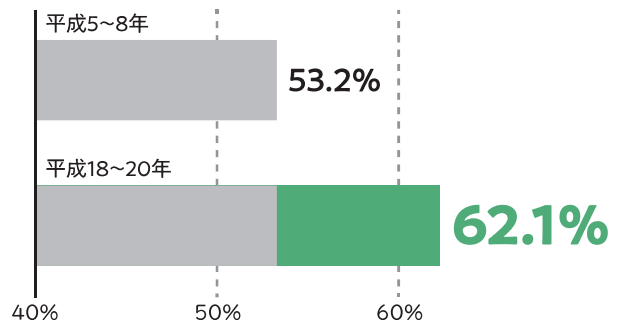
どうして両立支援が必要なの？

なぜ、今、「治療と仕事の両立支援」が必要とされているのでしょうか。医療の変化や働く人の気持ちなど、3つのポイントに分けて具体的に説明します。

POINT 1

治療技術の進歩により、「不治の病」は「長く付き合う病気」に。

現在、日本人の2人に1人が、生涯のうちに一度はがんになると言われています。右のグラフは、がんと診断されてから5年後に生存している割合を平成5～8年と平成18～20年で比較したものです。生存率が、過去と比べて62.1%にアップしていることから、がんは「長く付き合う病気」になってきたと言えます。



出典：地域がん登録に基づき独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センターが集計

POINT 2

今は仕事をしながら治療を続けることが可能な時代。

仕事をもちながらがんで通院している人の数は、現在推計32.5万人。がんは必ずしもすぐに離職しなければならない病気ではなくなりつつあります。今後、高齢になっても働く人の割合が増えることに伴い、病気を抱えながら働く労働者の増加も見込まれています。

32.5万人

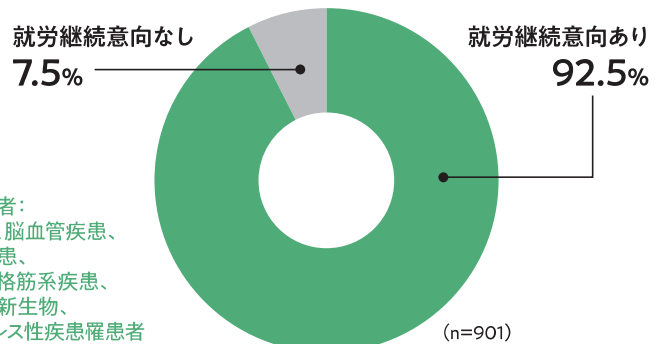
出典：「平成22年国民生活基礎調査」に基づく推計

POINT 3

患者にとって、仕事は生きがいであります。

がんなどの病気を抱えながらも仕事を続けたい人は、92.5%もいます。その理由は、家計を維持するためや、治療費のためはもちろん、働くことが自身の生きがいであるためなど様々。病気を抱える労働者のためにも、治療を続けながら働ける環境を作ることが必要とされています。

がんなどの患者の就労意向



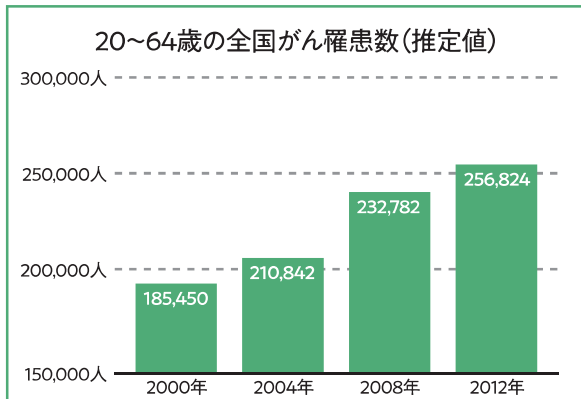
出典：「治療と職業生活の両立等の支援対策事業 アンケート調査」
2013年9-10月(厚生労働省委託 みずほ情報総研)

両立支援は事業者にとっても重要!

「治療と仕事の両立支援」は、事業者にとってどんな意義があるのでしょうか。あなたの職場に当てはめて考えてみてください。

POINT 1

20～64歳の働く世代においても、がんと診断される人が増えています。今後、がんはますます働く世代の問題に。



2012年にがんと診断された全ての患者のうち、約3人に1人が20～64歳の働く世代です。

出典:独立行政法人国立がん研究センターがん対策情報センター

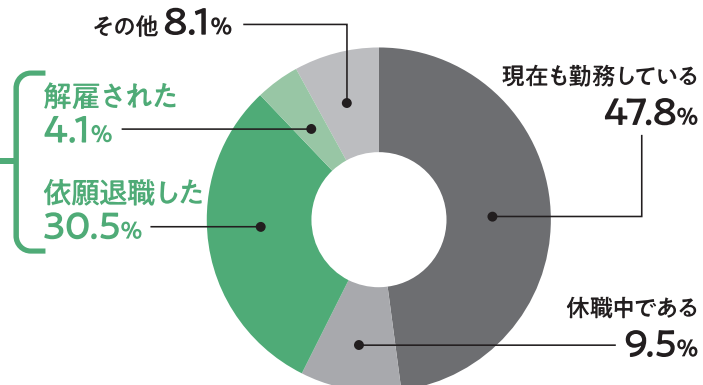
POINT 2

さらに、がんと診断された後に、依願退職、もしくは解雇になった人の割合は1/3に上ります。



離職 34.6%

がんと診断後の就労状況の変化



出典:2013 がん体験者の悩みや負担等に関する実態調査報告書「がんの社会学」に関する研究グループ、研修代表者静岡がんセンター山口建

POINT 3

治療と仕事の両立を支援することは、労働者のみならず事業者にとっても、大きなメリットがあります。

事業者のメリット

- 労働者の「健康確保」の推進
- 継続的な人材の確保
- 労働者のモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上
- 「健康経営」の実現
- 多様な人材の活用による組織や事業の活性化

労働者のメリット

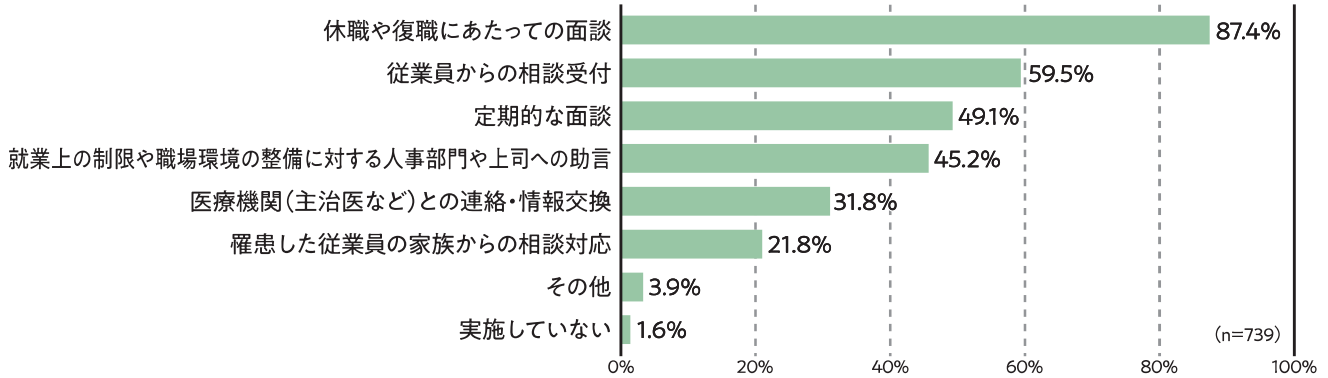
- 治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
- 治療を受けながらの仕事の継続
- 安心感やモチベーションの向上
- 収入を得ること
- 働くことによる社会への貢献

II 愛知県内の企業の現状は？

愛知県内に本社を置く企業等における治療と仕事の両立支援の取組状況

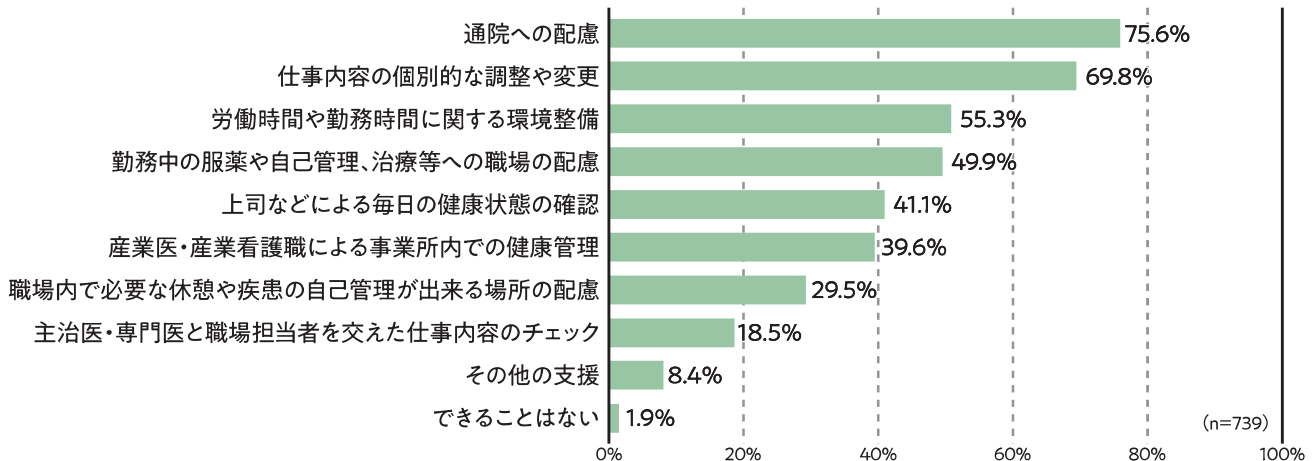
【治療と仕事の両立支援アンケート調査結果報告書(平成30年3月愛知労働局労働基準部健康課)から作成】

■2週間以上の休業者がいた場合、事業者として実施した対応(複数回答)



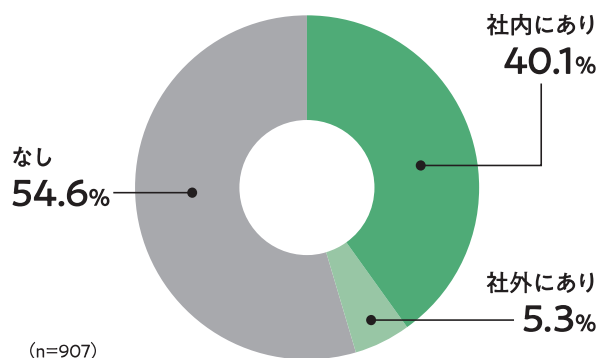
○休業者に対する対応を「実施していない」のは1.6%であり、ほとんど何らかの対応を行っている。休業者がいたうち対応内容で最も多いのは「休職や復職にあたっての面談」であり、以下「従業員からの相談受付」、「定期的な面談」と続く。

■2週間以上の休業者がいた場合、事業者として実施可能な健康管理や労働条件などの支援(複数回答)



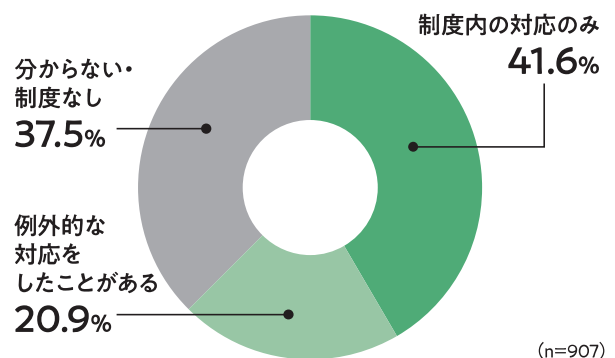
○休業者への実施可能な支援のうち最も多いのは「通院への配慮」であり、以下「仕事内容の個別的な調整や変更」、「労働時間や勤務時間に関する環境整備」、「勤務中の服薬や自己管理、治療等への職場の配慮」と続く。

■「治療と仕事の両立」のための相談・申出窓口の有無



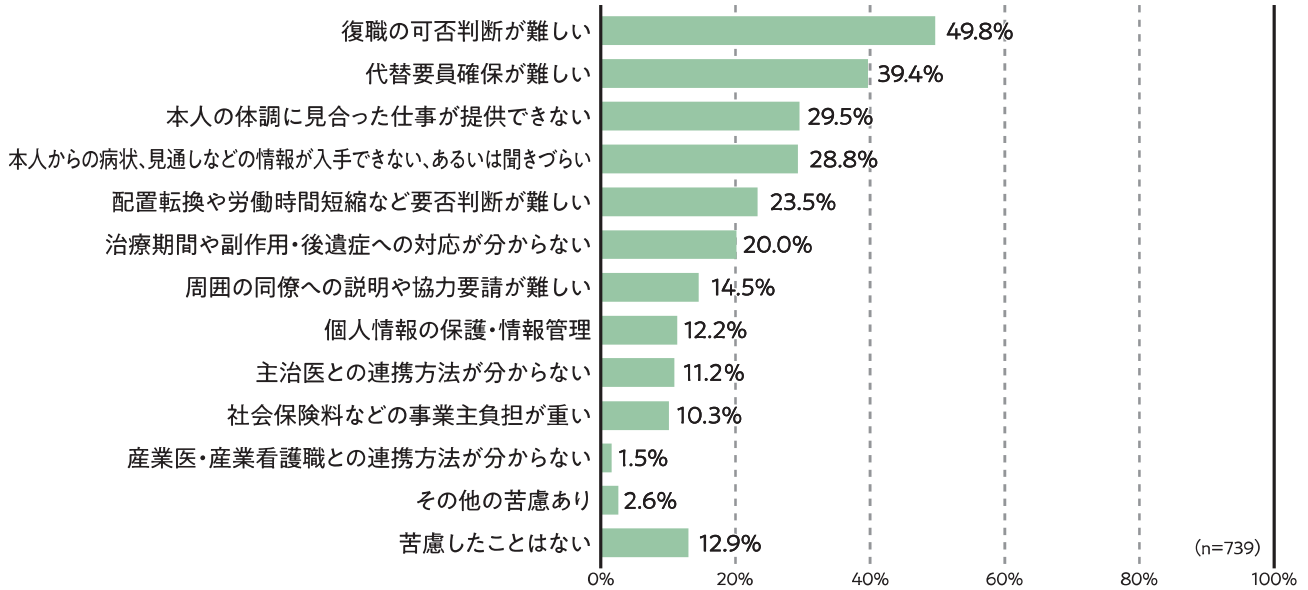
○相談・申出窓口は半数以上で設置されていない。

■私傷病の治療・療養等を目的として利用可能な制度がある場合に、それらの制度の範囲を超えた例外的対応の有無



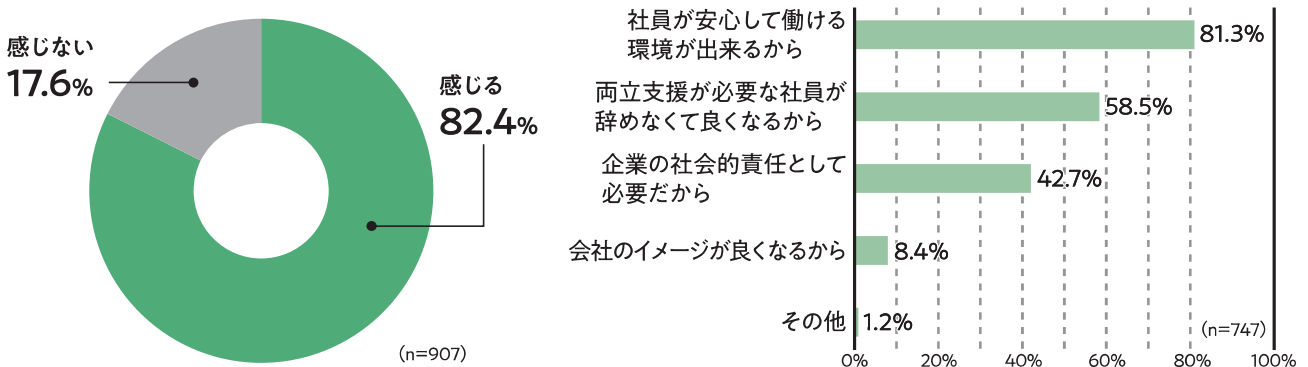
○約2割の企業が制度の枠を超え、例外的な対応をしている。

■2週間以上の休業者がいた場合、事業者として苦慮した対応(複数回答)



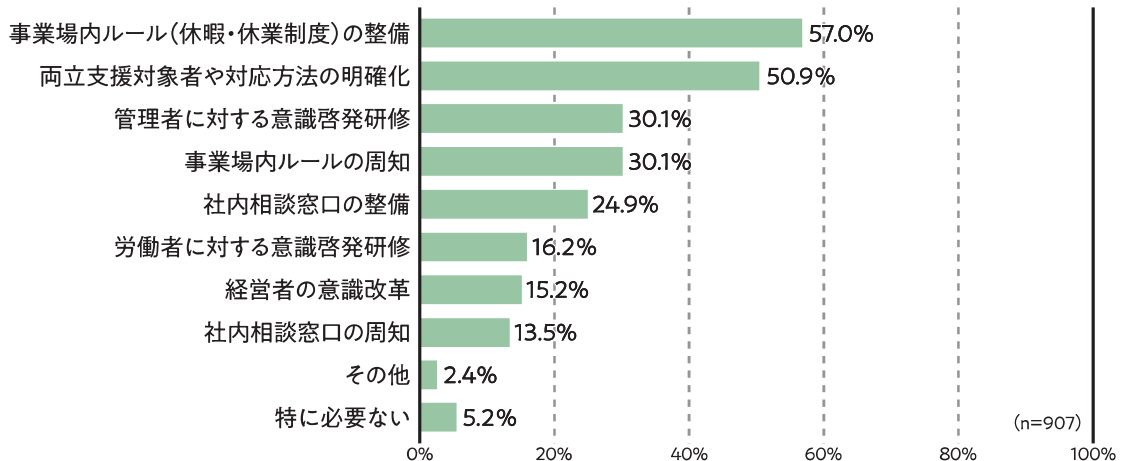
○苦慮したことがあるのは、苦慮したことはない12.9%を除く87.1%であり、最も多いのは「復職の可否判断が難しい」で、以下「代替要員の確保が難しい」、「本人の体調に見合った仕事が提供できない」、「本人からの病状、見通しなどの情報が入手できない、あるいは聞きづらい」があげられる。

■「治療と仕事の両立」の推進に経営上のメリットを感じるか、感じる場合、その理由(複数回答)



○約8割の企業がメリットを感じている。その理由として最も多いのが「社員が安心して働ける環境が出来るから」である。

■両立支援の促進のために事業者として取組が必要と考える事項(複数回答)



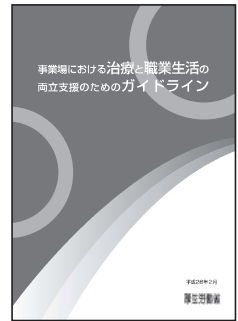
○特に必要ない5.2%を除く94.8%の企業が何らかの取組が必要としている。最も多いのが「事業場内ルール(休暇・休業制度)の整備」であり、以下「両立支援対象者や対応方法の明確化」、「管理者に対する意識啓発研修」、「事業場内のルールの周知」と続く。

Ⅲ 取組方法は？

治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

このガイドラインは、厚生労働省が平成28年2月に作成したもので、事業場において、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないように、治療と職業生活の両立のために必要となる就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われるようにするため、両立支援を行うための環境整備、個別の両立支援の進め方など、具体的な取組方法等をまとめたものです。本書では、特に知っておいてほしいことを記載しました。

※本ガイドラインが対象とする疾病は、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎、その他難病など、反復・継続して治療が必要となる疾病であり、短期で治癒する疾病は対象としていません。



ガイドラインの概要

1 両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）

■ 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

事業場内に設置した衛生委員会等で調査審議を行った上で、基本方針や具体的な対応方法等の事業場内ルールを労働者に周知します。

■ 研修等による両立支援に関する意識啓発

当事者やその同僚となりうる全ての労働者や管理職に対して研修等を通じた意識啓発を行います。

■ 相談窓口の明確化等

労働者が安心して相談・申出を行える相談窓口及び情報の取扱い等を明確化します。

■ 休暇・勤務制度の整備

短時間の治療が定期的に繰り返される場合等に対応できる休暇・勤務制度を各事業場の実情に応じて検討・導入することが望ましい。

【休暇制度】

- 時間単位の年次有給休暇
- 傷病休暇・病気休暇

【勤務制度】

- 時差出勤制度
- 短時間勤務制度
- 在宅勤務（テレワーク）
- 試し出勤制度

2 両立支援の進め方

■ 労働者からの情報提供

両立支援の検討は、両立支援を必要とする労働者からの申出から始まります。両立支援を必要と判断した労働者は、主治医等から支援に必要な情報(★1)を収集し、事業者に提出する必要があります。

■ 必要に応じた主治医からの情報収集

主治医から提供された情報が十分でない場合は、必要に応じ、労働者本人の同意を得た上で、産業医等や人事労務担当者等が主治医からさらに必要な情報を収集します。

■ 産業医等の意見聴取

事業者は、産業医等に対して(労働者本人の同意を得た上で)主治医からの情報を提供し、就業継続の可否や就業上の措置、治療に対する配慮に関する意見を聴取することが重要です。

■ 必要な措置の検討と実施

(1) 産業医等の意見を踏まえた検討

事業主は、主治医や産業医等の意見を勘案し、就業を継続させるか否か、具体的な就業上の措置、治療に対する配慮の内容、実施時期等について検討・決定し実施します。

(2) 入院等による休業を要さない場合の対応

- ① 「両立支援プラン(★2)」の策定
- ② プラン等に基づく取組の実施とフォローアップ
- ③ 周囲の者への対応

(3) 入院等による休業を要する場合の対応

- ① 休業開始前の対応(★3)
- ② 休業期間中のフォローアップ
- ③ 職場復帰の可否の判断
- ④ 「職場復帰支援プラン(★2)」の策定
- ⑤ プラン等に基づく取組の実施とフォローアップ
- ⑥ 周囲の者への対応

★1 両立支援の検討に必要な主治医等からの情報

- ㉞ 症状、治療の状況
 - 現在の症状
 - 入院や通院治療の必要性とその期間
 - 治療の内容、スケジュール
 - 通勤や業務遂行に影響を及ぼしうる症状や副作用の有無とその内容
- ㉟ 退院後又は通院治療中の就業継続の可否に関する意見
- ㊱ 望ましい就業上の措置に関する意見(避けるべき作業、時間外労働の可否、出張の可否等)
- ㊲ その他配慮が必要な事項に関する意見(通院時間の確保や休憩場所の確保等)

★2 両立支援プラン(㉞～㊱)、職場復帰支援プラン(㉞～㊲)に盛り込むことが望ましい事項

- ㉞ 治療・投薬等の状況及び今後の治療・通院の予定
- ㉟ 就業上の措置及び治療への配慮の具体的内容及び実施時期・期間
 - 作業の転換(業務内容の変更)
 - 労働時間の短縮
 - 就業場所の変更
 - 治療への配慮内容(定期的な休暇の取得等)等
- ㊱ フォローアップの方法及びスケジュール(産業医等、保健師、看護師等の産業保健スタッフ、人事労務担当者等による面談等)
- ㊲ 職場復帰支援プランについては、職場復帰日も明示

★3 休業開始前の対応

労働者に対して、休業に関する制度(賃金の取扱い、手続等を含む。)と休業可能期間、職場復帰の手順等についての情報提供

企業・医療機関連携マニュアルについて

ガイドラインに基づき、企業と医療機関が連携することで、労働者本人の症状や業務内容に応じた、より適切な両立支援の実施が可能となります。

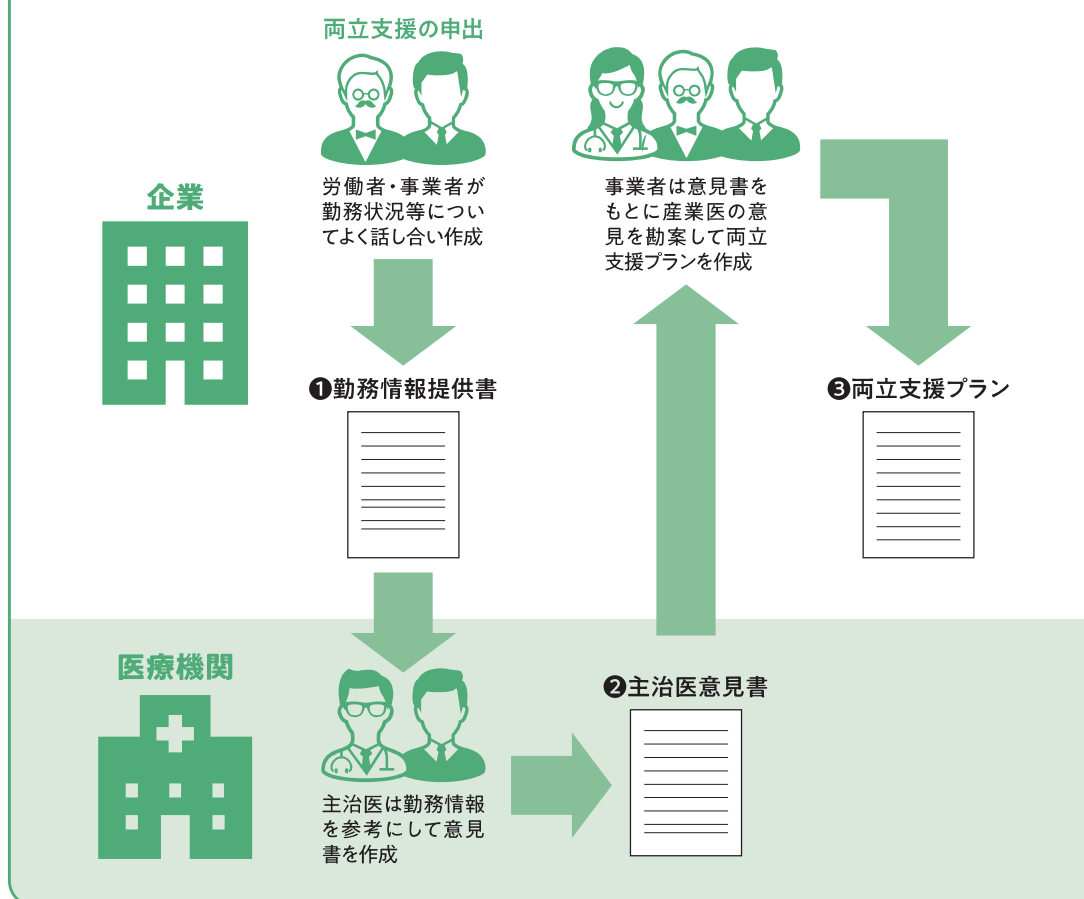
企業・医療機関連携マニュアルは、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って、その作成のポイントを示すものでガイドラインの「参考資料」として掲載されています。

様式例は、以下のとおりです。

様式例の名称	略 称	(参考)作成者
勤務情報を主治医に提供する際の様式例	①勤務情報提供書	労働者・事業者
治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例	②主治医意見書	医師・医療機関
職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例		
両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成例	③両立支援プラン/ 職場復帰支援プラン	事業者

また、ガイドラインでは具体的な事例を通じた様式例の記載例(事例編)として、がんの事例(4例)を掲載しています。

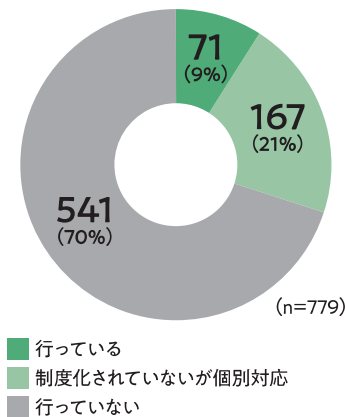
企業・医療機関における両立支援のための情報のやりとり



不妊治療と仕事の両立支援について

近年の晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦が増加しており、働きながら不妊治療を受ける方は増加傾向にあると考えられます。また、厚生労働省が行った調査によると、不妊治療と仕事の両立ができず、16%の方が離職しています。

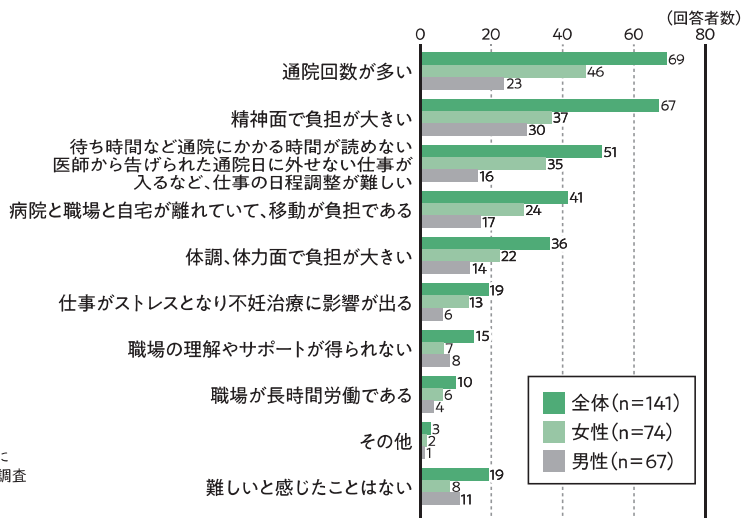
■貴社では、不妊治療を行っている従業員が受けられる支援制度や取組を行っていますか。



出典：平成29年度「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」(厚生労働省)企業アンケート調査

〔不妊治療と仕事の両立をしている方〕(複数回答)

■不妊治療と仕事の両立が難しいと感じたことはありますか。難しいと感じたことがある場合、それはどのようなことですか。



出典：平成29年度「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」(厚生労働省)労働者アンケート調査

職場における取組について

1 職場ではプライバシーの保護に配慮を

不妊や不妊治療に関することは、その従業員のプライバシーに属することです。従業員自身から相談や報告があった場合でも、本人の意思に反して職場全体に知れ渡ってしまうことなどが起こらないよう、プライバシーの保護に配慮する必要があります。

また、職場での従業員の意に反する性的な言動(性的な事実関係を尋ねる、性的な冗談やからかい等)は、セクシャルハラスメントになる可能性がありますので注意が必要です。

2 こんな制度があれば両立しやすい

不妊治療は、頻繁に通院する必要があるものの、1回の治療にそれほど時間がかかるわけではありません。このため

- 通院に必要な時間だけ休暇を取ることができるよう、年次有給休暇を時間単位で取得できるようにする(注)
- 不妊治療目的で利用できるフレックスタイム制を導入して、出退勤時刻の調整ができるようにするなど、柔軟な働き方を可能とすることによって仕事との両立をしやすくする取組のほか、不妊治療のための休暇(休職)制度を設けたり、治療費の補助や融資を行うなど、独自の取組を行っている企業もあります。

(注)使用者は、労使協定を締結することにより、1年に5日分を限度として時間単位で年次有給休暇を与えることができます(労働基準法第39条第4項)

厚生労働省では、職場内で不妊治療への理解を深めていただくために、不妊治療の内容や職場での配慮のポイント、仕事と治療の両立に役立つ制度などを紹介するリーフレットを作成しておりますので、合わせて参考にしてください。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/30.html>

IV 取組事例紹介

愛知労働局作成の「働き方改革応援レシピ」から

治療と仕事の両立制度で貴重な人材を留められる!

全業種向け

人手不足・社員の定着でお悩みの事業主様!



働き方改革応援レシピ

No.6

病気になったらダメですか?

～労働者の健康管理～



取り組み事例紹介

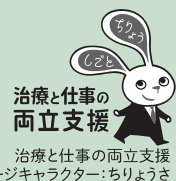
※印部分:「AICHI WISH企業認定制度」
「病気休暇・休職制度の創設★」に該当

業種:小売業 従業員数:30名

それまで労働者は復帰をあきらめていたが、会社側は、以下のような病気休暇・休職制度(原則、休職期間2年であるが治療者の立場に立った復帰に向けて必要な期間をケースバイケースに延長できる制度)を作り、労働者は復帰することができた。

病気休暇・休職規定(例)

- ①業務外の傷病により欠勤した場合、病気休暇とする
- ②病気休暇が3か月を超え、なお療養を継続する必要があるため勤務できないときは休職とする(期間2年以内で必要な期間)
- ③前号のほか、特殊事情があり休職させることが適当と認められるとき



- ・病気休暇・休職制度ができた*ことで治療を必要とする労働者に応じた休暇制度を利用することができるようになった。
- ・事業主にとっても継続的な人材確保ができ、労働者のワーク・ライフ・バランスが進んだ。

◆働き方改革応援レシピとは・・・

- ・業界、課題(悩み)ごとに作成され、課題から解決までを「4コマ漫画」で作成しています。
- ・取組事例(助成金制度の活用等)を紹介しています。

○働き方改革レシピカードをダウンロードいただけます。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/jirei_toukei/koyou_kintou/hatarakikata/_122148_00001.html

V 支援メニューは？

愛知産業保健総合支援センター

愛知産業保健総合支援センターでは、労働者が治療を続けながら安心して働くことができる職場環境づくりに関する次の支援をしています(利用は無料)。

■ セミナー研修の実施

「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的とする事業者向けのセミナー、産業保健スタッフ向けの専門的研修を実施します。

※開催日時等については、愛知産業保健総合支援センターのホームページにより確認してください。

■ 個別訪問支援

事業者等からの依頼に応じ、両立支援に精通したスタッフ(社会保険労務士、キャリアコンサルタント等)が事業場に訪問し、治療と仕事の両立支援に関する制度導入の支援をします。また、管理監督者等に対する意識啓発のための教育も実施します。

■ 相談対応

電話・面談※等により、治療と仕事の両立支援に関する事業者・患者(労働者)等からの相談に応じます。

※面談は予約制です。

*相談内容については、秘匿いたします。

■ 個別調整支援

患者(労働者)又は患者(労働者)から主治医の意見書が提出された事業者等からの申出により、両立支援に精通したスタッフが事業場に赴くなどにより、事業者と患者(労働者)の間の仕事と治療の両立に関する調整支援を行い、就業上の措置、両立支援プラン・職場復帰支援プランの作成等について助言・支援をします。

*支援の実施にあたっては、患者(労働者)本人からの同意書の提出が必要です。

あらかじめ、**ファックス(052-950-5377)・電話**等によりお申し込みください。

相談窓口

- 開設日・時間 電話等によりお問い合わせください。
- 場所 名古屋市中区新栄町2-13 栄第一生命ビル9階
- 電話 052-950-5375 ファックス 052-950-5377
- ホームページ <https://www.aichis.johas.go.jp>

障害者雇用安定助成金 (障害や傷病治療と仕事の両立支援コース)

障害や傷病治療と仕事の両立支援 制度導入事業主への助成金

環境整備助成

労働者の障害や傷病治療と仕事を両立させるための柔軟な勤務制度や休暇制度を導入し、かつ、両立支援に関する専門人材を社内に配置した事業主に対する助成

企業在籍型
職場適応援助者を
配置した場合 **30万円**

両立支援
コーディネーターを
配置した場合 **20万円**

制度活用助成

反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者のために、両立支援コーディネーターを活用して社内制度を運用し、就業上の措置を行った事業主に対する助成

対象労働者が
有期契約の場合 **20万円**

対象労働者の
雇用期間に
定めのない場合 **20万円**

[助成金の支給はそれぞれについて1回限りです。]

専門人材について

企業在籍型職場適応援助者

企業に在籍し、同じ企業に雇用されている障害のある労働者が職場適応できるよう様々な支援を行うために、養成研修^(注1)を修了した者。

注1: (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構と厚生労働大臣が指定する民間の養成研修機関において「企業在籍型職場適応援助者養成研修」を実施しています。

注2: (独)労働者健康安全機構において「両立支援コーディネーター基礎研修」を実施しています。

両立支援コーディネーター

主治医と会社の連携の中核となり、支援対象者に寄り添いながら継続的に相談支援等を行いつつ、個々の支援対象者ごとの治療・仕事の両立に向けたプランの作成支援等を担うために、所定の研修^(注2)を修了した者。

●助成金の支給にあたっては、この他にも要件があります。

- ・詳しくは都道府県労働局職業安定部またはハローワークへお問い合わせください。
- ・申請様式は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

障害者雇用安定助成金(障害や傷病治療と仕事の両立支援コース)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>

参考になるホームページ

治療と仕事の両立支援を進めるために、参考となるホームページをまとめました。

まずは、アクセス!

◆治療と仕事の両立支援ナビ(厚生労働省)

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/index.html>



- 治療と仕事の両立支援について、支援者（人事労務担当、上司・同僚、産業保健スタッフ、経営者）等への的確な情報提供の基盤を整備することを目的としています。
- 「どのように取り組めばよいのか」、「どこに相談すればよいのか」、「どのような支援があるのか」などの様々な疑問に、既存の情報と新規に作成する情報を一元化して「探しやすい」、「見やすい」、「理解しやすい」情報として提供しています。

◆治療と仕事の両立について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



- 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」の本文のほか、すぐに使える様式例や、助成金、通達など役立つ様々な情報が掲載されています。

◆治療と仕事の両立支援(愛知産業保健総合支援センター)

https://www.aichis.johas.go.jp/balance_support/



- 愛知県内の仕事と治療の両立支援をサポートする「愛知産業保健総合支援センター」が行う両立支援のための情報提供、研修情報などの支援メニューが掲載されています。

◆治療と仕事の両立支援(独立行政法人労働者健康安全機構)

<https://ryoritsushien.johas.go.jp>



- 事業者、労働者本人及びその家族、医療従事者・産業保健スタッフ、両立支援コーディネーター別に支援制度、法令情報などを掲載しています。

VI こんなとき、相談してください

治療と仕事の両立を支援するための
愛知県内の相談先一覧

※祝日・年末年始を除く

■職場で働き続けるための相談

愛知産業保健総合支援センター

月～金 8:30～17:15

tel. **052-950-5375**

愛知産保センター

検索



日本キャリア開発協会

JCDAキャリア

検索



■休暇・労働時間制度、傷病手当金等の各種制度の相談

愛知労働局総合労働相談コーナー(15カ所)

月～金 9:30～17:00

【休暇、労働時間制度等】

愛知 総合労働相談

検索



愛知県社会保険労務士会 総合労務相談室

火(祝日除く)10:00～12:00、13:00～16:00

tel. **052-871-2278**

あいち雇用助成室【助成金の案内】

月～金 8:30～17:15

tel. **052-219-5519**

協会けんぽ愛知支部

月～金 8:30～17:15

【傷病手当金、高額療養費】

tel. **052-856-1490**

※健康保険組合の加入者は、それぞれの組合へ

■治療による仕事への影響に関する相談

がんの場合:

愛知県がん相談支援センター (がん診療連携拠点病院)

愛知県 相談支援センター

検索



糖尿病の場合:

中部ろうさい病院

両立支援相談窓口 月～金 13:00～17:00

tel. **052-652-5511**(代表)

名古屋市がん相談情報サロン「ピアネット」

火～土 10:00～16:00

tel. **052-243-0555**

若年性認知症の場合:

愛知県若年性認知症総合支援センター

月～土 10:00～15:00

tel. **0562-45-6207**

■就労に関する相談 労働者の方向け

ハローワーク名古屋中 職業相談第2部門

月～金 8:30～17:15

tel. **052-855-3740**(代表)

(平成31年2月12日(火)より)

ハローワーク名古屋東 職業相談第1部門

月～金 8:30～17:15

tel. **052-774-2886**

ハローワーク名古屋中出張相談 (名古屋市立西部医療センター)

月～金 8:45～17:15 予約時間

tel. **052-991-8121**(代表)

ハローワーク名古屋東出張相談 (愛知県がんセンター中央病院)

月～金 9:00～16:00 予約時間

tel. **052-762-6111**(代表)

VII あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム

◆地域の実情に応じた治療と仕事の両立支援のための取組の促進が図られるよう、地域の関係機関及び担当者によるネットワークを構築し、取組の連携を図ることを目的に、平成29年7月に設立されました。

◆チーム名「あいち」

(あ)安心して (い)生き生き (ち)治療を受けながら働けるよう支援する



【実施内容】治療と仕事の両立支援を効果的に実施するため、下記の取組を行う。

- (1)両立支援に係る参集者又は参集者の属する各機関における取組の実施状況の共有
- (2)各機関の取組に係る連携(相互の周知協力等)
- (3)相談窓口の支援連携に係る各機関の役割分担及び連絡先等の共有及び周知
- (4)地域における両立支援コーディネーターの周知・活動の支援
- (5)各地域における企業向け及び患者(労働者)向けパンフレットの作成
- (6)両立支援ガイドラインや地域版パンフレットを活用した両立支援の周知・啓発
- (7)愛知産業保健総合支援センターのホームページを活用した両立支援の周知
- (8)その他、必要に応じ愛知県内独自の周知・啓発のための事業を実施

◆詳細は、下記のサイトをご覧ください。各構成機関等の活動内容が掲載されています。

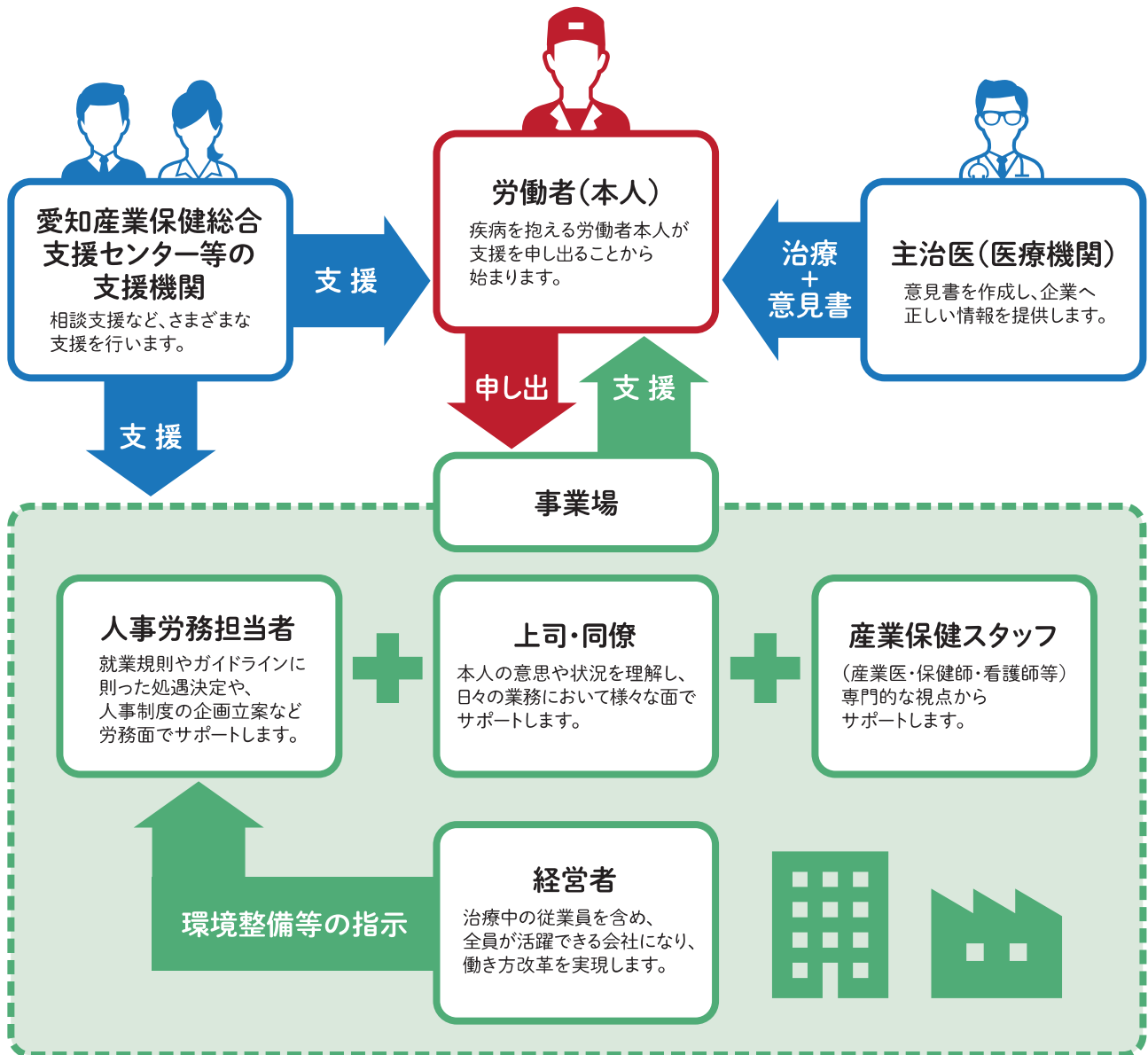
あいち地域治療と仕事の両立支援推進チーム

https://www.aichis.johas.go.jp/balance_assistance/

(愛知産業保健総合支援センターHP内)

最後に…

治療と仕事の両立支援には、労働者本人、事業場、主治医、支援機関など、関係者の連携が重要です! あなたの事業場に置き換えてみてください。



治療と仕事の両立支援キャラクター

名称:ちりょうさ

説明:スーツを着たウサギのキャラクターです。両耳を「ちりょう」「しごと」のフキダシに見立て、両立すべきものが明確に伝わることを意図しています。軽やかに歩いている姿で、「治療と仕事を両立」することによる前向きな気持ち、より働きやすい職業生活へと一歩ずつ着実に進んでいくイメージを実現しています。

愛知県産業労働部労政局労働福祉課

名古屋市中区三の丸1番2号 〒460-8501

電話 052-954-6359(ダイヤルイン)

<http://www.pref.aichi.jp/rodofukushi/>